⒀　総価契約単価合意方式の適用

ア　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

イ　後工事の請負契約を随意契約により前工事の受注者と締結する場合についても、本工事において合意した単価等を使用するものとする。

ウ　本方式の実施方式としては、

⑺　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。⑴において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

⑴　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

エ　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

オ　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⒁　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び一次審査に関する資料を提出した者のうち、一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）以外の競争参加者（以下「非選抜者」という。）による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。

⒂　本工事は、段階的選抜方式における二次審査に関する書面の提出時に、積算に必要な直接工事費について記載した見積書（以下「見積書」という。）の提出を求め、見積書を予定価格に反映させる工事である。

⒃　本工事は、企業の技術力審査・評価を効率化するため、入札公告、申請書等の提出期限、入札、開札及び落札者決定のそれぞれについて、同一日に行う複数の工事において資料及び施工計画を共通化して審査を行う一括審査方式の試行対象工事である。

①工事及び②工事に同時に参加を希望する場合は、いずれかの工事において資料及び施工計画を提出し、資料及び施工計画を提出しない他の工事においては、入札説明書で示す別記様式21を資料及び施工計画に代えてそれぞれ提出すること。ただし、申請書については、参加を希望する工事毎に提出すること。詳細は入札説明書による。

なお、本試行対象工事においては、配置予定技術者の申請は１名のみ（特定建設工事共同企業体の場合は各構成員１名ずつ）とし、対象工事ごとに別々の技術者を申請することは認めない。

また、落札決定は、次のイの順に行い、本試行対象工事のいずれかの工事を落札した場合は、落札した工事以降に落札決定する工事の入札は入札条件に合致しないものとして無効とする。

本試行対象工事及び落札決定通知予定は以下のとおりとする。

ア　通知年月日　令和５年２月10日（予定）

イ　通知時刻

①工事　13時30分（予定）

②工事　14時00分（予定）

ウ　通知年月日及び通知時刻を変更する場合は別途連絡するが、通知年月日等を変更した場合でも落札決定の順番は変えないものとする。配置予定技術者が他の工事を落札したことにより配置できなくなった場合は、速やかに申し出ること。

⒄　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⒅　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取組において、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling／Management）を導入することによって、ＩＣＴの全面的活用を推進し、建設生産プロセス全体でのＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（受注者希望型）である。

⒆　本工事は、週休２日による施工の対象工事である。受注者は契約後、週休２日による施工を行わなければならない。

⒇　本工事は、建設業における労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表のうえ、下請企業との見積書及び注文書へ、労務費（労務賃金）を内訳明示する取り組みを希望し実施した企業に対して、工事成績評点において加点評価を行う「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行対象工事である。

(21)　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

(22)　本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

(23)　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術活用の促進を図るため、施工者が原則１技術以上の新技術を選定したうえで活用を図る新技術活用工事である。

(24)　本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。

(25)　本工事は、工事の品質確保等に関する評価項目に加え、施工の効率化やＩＣＴ活用等による生産性向上に関する技術提案を設定し、生産性向上の取組を評価する試行対象工事である。

(26)　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事（主たる工種が屋外作業）である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した経営事項評価点数が、1,200点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、経営事項評価点数が、1,000点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,000点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　単体及び特定建設工事共同企業体の代表者については、平成19年度以降に、次のア及びイの要件を満たすトンネル工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、次のウ及びエの要件を満たすトンネル工事を元請として施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

ア　ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）70㎡以上のトンネル工事であること（トンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）70㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）。